教育委員会会議

日時 令和元年5月30日(木) 午後2時00分 場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第3号 さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例の一部を改正する条例について

報告第4号 令和元年度さいたま市一般会計補正予算(教育費)について

報告第5号 議決事項の一部の変更について(さいたま市立与野本町小学校屋内運動

場棟大規模改修(建築)工事請負契約)について

報告第6号 さいたま市教職員の人事について [非公開案件]

3 議 事

議案第62号 さいたま市立舘岩少年自然の家運営委員会委員の任命について[非公開

案件]

議案第63号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員の委嘱及び任命について

[非公開案件]

4 閉 会

報告第3号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第7号)第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和元年5月30日提出

さいたま市教育委員会 教育長 細田 眞由美

記

さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例の一部を改正する条例について

臨時代理書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいと まがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成13年さいたま市教育 委員会規則第7号)第4条の規定により、別紙のとおり市長に申出することを臨時代理する。

令和元年5月22日

さいたま市教育委員会 教育長 細田 眞由美

記

さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例の一部を改正する条例について

別紙

さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例の一部を改正する条例

さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例(平成13年さいたま市条例第119号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前

(資格要件)

受人」という。) は、次に掲げる要件を備えてい なければならない。

 $(1)\sim(3)$ 「略]

(4) 第5条第1項に規定する高等学校及び専修学 校(高等課程)の区分の借受人にあっては第1 1条第1項に規定する同区分における奨学金、 第5条第1項に規定する大学及び専修学校(専 門課程)の区分の借受人にあっては第11条第 1項に規定する同区分における奨学金の貸付け を受けていないこと。

(返還免除)

- 第9条 市長は、借受人であった者が入学準備金の | 第9条 市長は、借受人であった者が入学準備金の 返還完了前に次の各号のいずれかに該当する場合 においては、入学準備金の全部又は一部の返還を 免除することができる。
 - (1) 「略]
 - (2) 真摯に学業に励み、大学又は専修学校(専門 課程)を卒業し、市の発展に寄与する者である と市長が認めたとき(第5条第1項に規定する 大学及び専修学校(専門課程)の区分における 入学準備金に限る。)。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、特別の事情があ るとき。

(資格要件)

第10条 奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学 | 第10条 奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学

(資格要件)

第3条 入学準備金の貸付けを受ける者(以下「借 | 第3条 入学準備金の貸付けを受ける者(以下「借 受人」という。)は、次に掲げる要件を備えてい なければならない。

(1)~(3) 「略]

(4) この条例による奨学金の貸付けを受けていな い者であること。

(返還免除)

- 返還完了前に次の各号のいずれかに該当する場合 においては、入学準備金の全部又は一部の返還を 免除することができる。
 - (1) 「略]
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、特別の事情がある とき。

(資格要件)

生」という。)は、次に掲げる要件を備えていな | 生」という。)は、次に掲げる要件を備えていな

ければならない。

(1)~(3) 「略]

(4) 次条第1項に規定する高等学校及び専修学校 (高等課程)の区分の奨学生にあっては第5条 第1項に規定する同区分における入学準備金、 次条第1項に規定する大学及び専修学校(専門 課程)の区分の奨学生にあっては第5条第1項 に規定する同区分における入学準備金の貸付け を受けていないこと。

(準用)

第14条 第4条、第8条及び第9条の規定は、奨 | 第14条 第4条、第8条及び第9条の規定は、奨 学金について準用する。この場合において、第4 条、第8条及び第9条中「借受人」とあるのは「 奨学生」と、第8条及び第9条中「入学準備金」 とあるのは「奨学金」と、同条第2号中「第5条 第1項|とあるのは「第11条第1項」と読み替 えるものとする。

ければならない。

(1)~(3) 「略]

(4) この条例による入学準備金の貸付けを受けて いない者であること。

(準用)

学金について準用する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市入学準備金・奨学金貸付条例第9条第2号(同条例第14条の規定により準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の 日以後に入学準備金又は奨学金の貸付けの決定を受けた者について適用し、同日前 に入学準備金又は奨学金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例によ る。

提案理由

現行の入学準備金・奨学金貸付制度において、新たな返還免除制度を導入することに伴い所要の改正を行うとともに、返還免除制度導入にあわせ、貸付の資格要件についても一部改正を行い、利用しやすい貸付制度とするものです。 施行期日は、令和元年9月1日です。

報告第4号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第7号)第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和元年5月30日提出

さいたま市教育委員会 教育長 細田 眞由美

記

令和元年度さいたま市一般会計補正予算(教育費)について

臨時代理書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいと まがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成13年さいたま市教育 委員会規則第7号)第4条の規定により、別紙のとおり市長に申出することを臨時代理する。

令和元年5月14日

さいたま市教育委員会 教育長 細田 眞由美

記

令和元年度さいたま市一般会計補正予算(教育費)について (別紙1)

別 紙

令和元年度さいたま市一般会計補正予算(教育費)について

別表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		13, 108, 780	2, 700	13, 111, 480
	3 委託金	923	2, 700	3, 623
歳 入	合 計	13, 929, 361	2, 700	13, 932, 061

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		87, 807, 517	47, 698	87, 855, 215
	1 教育総務費	8, 166, 257	12, 945	8, 179, 202
	2 小学校費	38, 538, 211	24, 621	38, 562, 832
	3 中学校費	23, 088, 553	10, 132	23, 098, 685
歳出	合 計	87, 807, 517	47, 698	87, 855, 215

補 正 予 算 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入 (単位 千円)

		款	項	目	補正前の額	補	正額	計	説 明
17	7 国	庫支出	金		13, 108, 780		2, 700	13, 111, 480	
	3	委託会	È		923		2, 700	3, 623	
		4 教	育費多	委託金	923		2, 700	3, 623	1 初等中等教育等振興委託金
	J	歳		計	13, 929, 361		2, 700	13, 932, 061	

歳 出 (単位 千円)

	1/1//4							(11-4)
	ž	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 特 定 財 源	財源内訳一般財源	説明
10	教:	育費	87, 807, 517	47, 698	87, 855, 215	2, 700	44, 998	
	1	教育総務費	8, 166, 257	12, 945	8, 179, 202	2, 700	10, 245	
		3 教育指導費	2, 513, 933	12, 945	2, 526, 878	国庫支出金 2,700	10 2/15	1 いじめ防止等対策推進事業 2,700 2 特色ある学校づくり事業 10,245
	2	小学校費	38, 538, 211	24, 621	38, 562, 832	0	24, 621	
		4 学校建設費	2, 951, 325	24, 621	2, 975, 946	0	24, 621	1 小学校営繕事業
	3	中学校費	23, 088, 553	10, 132	23, 098, 685	0	10, 132	
		4 学校建設費	1, 147, 686	10, 132	1, 157, 818	0	10, 132	1 中学校営繕事業
	疠	· 遠 出 合 計	87, 807, 517	47, 698	87, 855, 215	国庫支出金 2,700	44, 998	

提案理由

令和元年度さいたま市一般会計補正予算(教育費)歳入予算は、スクールロイヤーの活用に関する国庫支出金について、歳出予算は、スクールロイヤーによる法律相談等の実施、市立高校体育館の空調設備工事及び小・中学校のトイレ改修工事の設計業務にかかる経費について、市長に申出するものです。

令和元年度6月補正予算

事務事業概要

(単位:千円)

事務事業名 いじめ防止等対策推進事業	補正額	2, 700
局/部/課 教育委員会事務局/学校教育部/指導2課	〔財源内訳〕	
款/項/目 10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	17款 国庫支出金	2, 700
<事業の目的・内容> 「いじめ防止対策推進法」、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等に係る取組を強化するとともに、児童生徒が抱える様々な問題の解決に取り組みます。 <補正の目的・内容>		
立部科学公の「いじめた止笑対笑のためのフクールロイヤー活用に関する調本研	補正前予算額	10, 014

<主な事業>

1 スクールロイヤー謝金

2. 250

スクールロイヤーが、学校の求めに応じた法律相談を 行うとともに、教職員や児童生徒に向けた研修会等を行 います。

2 スクールロイヤー活用指導資料作成 450 いじめ防止等対策に活用するため、スクールロイヤーによる指導事例集を作成します。

[参考]

事業スケジュール

・ 令和元年7月から

学校への指導・助言(適宜) 研修会への講師派遣(適宜) 出前講座への講師派遣(適宜)

- ・令和元年8月 「いじめ防止シンポジウム」への 講師派遣
- ・令和 2年1月 指導事例集の作成

(一般会計) (単位:千円)

事務事業名 特色ある学校づくり事業	補正額	10, 245
局/部/課 教育委員会事務局/学校教育部/高校教育課	〔財源内訳〕	
款/項/目 10款 教育費/1項 教育総務費/3目 教育指導費	- 一般財源	10, 245
<事業の目的・内容> 市立高等学校「特色ある学校づくり」計画を実施し、中高一貫教育の拡充など、 市民の期待に応える魅力ある学校づくりを推進します。		
<補正の目的・内容> 指定避難所に指定されている市立高等学校について、災害時における避難者の生 活環境の改善を図るとともに、生徒の教育環境の充実を図ることを目的とし、体育 館への空調機設置に係る経費について、補正を行うものです。	補正前予算額	287, 400

<主な事業>

1 空調機設置工事の設計業務の実施(4校) 9,841

工事の設計業務を行います。

2 アスベスト分析調査の実施 40₄

空調機設置工事の実施に向け、アスベスト分析調査を 行います。

[参考]

事業スケジュール

• 令和元年7月 実施設計着手

(浦和高等学校、浦和南高等学校、 大宮北高等学校、大宮西高等学校)

- ・令和元年8月 アスベスト分析調査実施
- 令和 2年1月 設計業務完了

(一般会計) (単位:千円)

^{事務事業名} **小学校営繕事業** 24, 621 補正額 局/部/課 教育委員会事務局/管理部/学校施設課 [財源内訳] 款/項/目 | 10款 教育費/2項 小学校費/4目 学校建設費 - 一般財源 24, 621 <事業の目的・内容> 良好な学習環境を確保するために、小学校の老朽化した校舎等の改修を行いま す。また、「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画」を推進します。 <補正の目的・内容> ・網正の日的・内台ン 老朽化した給排水管等の設備を含め、小学校におけるトイレ機能の低下が進行し 補正前予算額 653, 596 ていることから、児童の健康面や良好な学習環境維持のため、トイレ改修に係る経 費について、補正を行うものです。

<主な事業>

1 トイレ改修工事の設計業務の実施(4校) 23,529 工事の設計業務を行います。

2 アスベスト分析調査の実施 1,092

トイレ改修工事の実施に向け、アスベスト分析調査を 行います。

[参考]

事業スケジュール

• 令和元年7月 実施設計着手

(中島小学校、東宮下小学校、 泰平小学校、岩槻小学校)

- ・令和元年8月 アスベスト分析調査実施
- · 令和 2年3月 実施設計終了

(一般会計) (単位:千円)

事務事業名 中学校営繕事業	補正額	10, 132
局/部/課 教育委員会事務局/管理部/学校施設課	〔財源内訳〕	
款/項/目 10款 教育費/3項 中学校費/4目 学校建設費	- 一般財源	10, 132
〈事業の目的・内容〉 良好な学習環境を確保するために、中学校の老朽化した校舎等の改修を行います。また、「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画」を推進します。		
<補正の目的・内容> 老朽化した給排水管等の設備を含め、中学校におけるトイレ機能の低下が進行していることから、生徒の健康面や良好な学習環境維持のため、トイレ改修に係る経費について、補正を行うものです。	補正前予算額	588, 712

<主な事業>

| トイレ改修工事の設計業務の実施(2校) 9,586

工事の設計業務を行います。

2 アスベスト分析調査の実施 546

トイレ改修工事の実施に向け、アスベスト分析調査を 行います。

[参考]

事業スケジュール

• 令和元年7月 実施設計着手

(大宮北中学校、第二東中学校)

- ・令和元年8月 アスベスト分析調査実施
- 令和 2年3月 実施設計終了

報告第5号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第7号)第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和元年5月30日提出

さいたま市教育委員会 教育長 細田 眞由美

記

議決事項の一部の変更について(さいたま市立与野本町小学校屋内運動場棟大規模改修(建築) 工事請負契約)

臨時代理書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第7号)第4条の規定により、別紙のとおり市長に申出することを臨時代理する。

令和元年5月15日

さいたま市教育委員会 教育長 細田 眞由美

記

議決事項の一部の変更について(さいたま市立与野本町小学校屋内運動場棟大規模改修(建築)工事請負契約)

(件 名)

議決事項の一部の変更について(さいたま市立与野本町小学校屋内運動場棟大規模改修(建築)工事請負契約)

(申出理由)

平成31年2月議会において議決を得たさいたま市立与野本町小学校屋内運動場棟大規模改修(建築)工事請負契約について、工期内の賃金に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することについて、下記のとおり市長に申出する。

記

1 契約の相手方

田中,八生特定共同企業体

代表構成員 住 所 さいたま市浦和区常盤10丁目16番23号 株式会社田中工務店

氏 名 代表取締役社長 田中一成

構 成 員 住 所 さいたま市中央区下落合7丁目3番6号

八生建設株式会社

氏 名 代表取締役 首藤和彦

2 変更内容

	契約金額
変更前	3億5,769万6,000円
変更後	3億6,333万3,600円

議決事項の一部の変更について

(さいたま市立与野本町小学校屋内運動場棟大規模改修(建築)工事請負契約)

■工 事 概 要

1 工事名称 与野本町小学校屋内運動場の大規模改修工事

2 工事場所 さいたま市中央区本町東3丁目5番23号

3 敷地面積 24, 238. 01㎡

4 構造規模 屋内運動場棟

1階:与野本町コミュニティセンター

2階:与野本町小学校屋内運動場

鉄筋コンクリート造 地上3階建て

建築面積 1,327.72㎡

延床面積 2, 259. 48㎡

プール棟

1階:与野本町コミュニティセンター

屋上:与野本町小学校プール

鉄筋コンクリート造 地上2階建て

建築面積 1,444.50㎡

延床面積 1,498.11㎡

5 エ 期 平成31年3月8日から令和2年3月6日

■契約の相手方 田中・八生特定共同企業体(代表構成員:株式会社田中工務店)

■変 更 内 容 契約金額

変更前	3億5,769万6,000円
変更後	3億6,333万3,600円
変更額	563万7,600円

■変更の理由 平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価が、平成30年3月から適用している労務単価と比較して、全国全職種平均で約3.3%上昇したことから、特例措置に基づき請負代金額の変更をするもの